

倫理審査小委員会で承認された治療法

下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常診療における不利益は一切ございません。

本内容について拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

記

実施内容	トラマドール塩酸塩注射液の静脈内投与
実施責任者	名古屋医療センター 院長
対象者	手術や各種癌による疼痛がある患者
承認日	2026年4月27日
対象期間	承認後から永続的に使用
	<p>【目的・意義】</p> <p>トラマドール塩酸塩（トラマール®）注射液はオピオイド受容体に対する作用と、セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害作用により鎮痛効果を発揮します。弱オピオイドに分類されており、ロキソプロフェンやアセトアミノフェンでコントロールできない疼痛に対して、トラマドール塩酸塩が使用されます。保険適用上、投与方法は筋肉内投与のみとなっており、静脈内投与の適応はありません。本邦のガイドライン（例：術後痛ガイドライン 2025 日本ペインクリニック学会）等には静脈内注射の記載があり、日本緩和医療学会のがん疼痛の薬物療法に関するガイドラインには、「筋肉内投与は吸収が不安定で、投与の際に痛みが強いため行わない」と記載されています。また、海外（英国）では、静脈内注射、皮下注射、点滴静注も認められています。</p> <p>【安全性について】疼痛に対する静脈内投与は保険適用外です。少なくとも日本での安全性は十分には確認されていませんが、臨床現場では長く使用されている投与方法です。筋肉内投与では、重大な副作用としてショック（0.2%）、アナフィラキシー、呼吸抑制、痙攣、依存症、意識消失（いずれも頻度不明）が報告されています。比較的頻度の高い副作用として、悪心が5%以上の頻度で報告されています。</p> <p>【健康被害発生時の治療と補償について】</p> <p>この治療によって、万一健康被害が発生した場合には、健康保険診療により速やかに治療いたします。その場合の自己負担分はご自身で払っていただきます。適応外使用となるため、国の医薬品副作用被害救済制度の原則対象外です。</p>
お問い合わせ先	名古屋医療センター 企画課（医事） 代表 052-951-1111